

# 水俣学通信

第 42 号  
2015.11.1

Newsletter from the Open Research Center for Minamata Studies



水俣今昔シリーズ3 水俣市浜（湯の尻温泉）の旅館（1962年と2014年）

## 目 次

論説： 「障害者差別を禁止する法制の誕生と 水俣病」…………… 2 東 俊裕	追悼： 「石牟禮弘先生を偲んで」…………… 6 広瀬 武
客員研究員紹介： 「水俣から福島を考える」…………… 3 除本理史	報告： 「天草環境会議報告」…………… 6 藤本延啓
報告： 「第4回水俣学若手研究セミナーに参 加して」…………… 4 後藤岩奈	こぼれ話： 「赤い靴と水銀」…………… 7
「福祉環境学フィールドワークⅡ（富 山）に参加して」…………… 5 中路栄介	「水俣学現地研究センター便り」…………… 7 宮北隆志
	水俣学研究センター日録…………… 8

## 《論説》

## 障害者差別を禁止する法制の誕生と水俣病

社会福祉学部 東 俊 裕  
(水俣学研究センター研究員)



障害者権利条約批准に向けた障害者制度改革のなかで、障害者差別解消法が新設されるとともに、障害者雇用促進法に差別禁止規定が新設された。障害者権利条約は、あらゆる分野において合理的配慮の否定を含む障害に基づくあらゆる形態の差別を禁止しているが、この要請に基づいて実定化された法律といえる。

障害者差別解消法は、大まかに言えば、行政機関(司法機関や国会は規定されていない)と民間事業者(就労分野を除く)に対して、障害を理由とした差別を禁止する法律である。

この障害を理由とした差別には2つの類型、すなわち「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が差別とされる。このうち、「不当な差別的取扱い」は、障害を理由にした区別・排除・制限といった異なる取扱い(直接差別)を念頭に置いているとされ、間接差別や関連差別といったものについては、今後の課題とされている。

また、不当な差別的取扱いについては、官民間問わず、これを行うことは禁止されているが、合理的配慮の提供に関しては、官は提供義務、民は提供努力義務とされている。

個別の差別事件からの人権救済に関しては、行政救済等の仕組みは導入されていない状態である。これに対して、障害者雇用促進法における差別禁止規定においては、雇用分野における障害を理由とした差別的取扱いが禁止され、合理的配慮の提供も義務づけられている。さらに、差別からの救済に関しては、男女雇用機会均等法の救済の仕組みに習い、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例を整備している。

このような枠組みを持つ2つの差別禁止法制は、いずれも2016年4月1日から施行されるが、障害者権利条約の求めるレベルからすると不十分であり課題も多い。

まず、上記の通り、分野的に言うと司法や国会に関しては、両法の差別禁止の適用対象から除外されている。特に司法分野に関しては、条約上、障害者に対する手続き上の配慮(13条)が求められているが、現状においては、国内法的手当がなされておらず、特に刑事司法における適正手続きが障害者には保障されない事態が強く懸念されるところである。

つぎに、禁止のレベルで言うと、不当な差別的取扱いは規定されているすべての分野において禁止され

るが、雇用分野を除く民間事業者の合理的配慮義務については、努力義務に留まっている。しかし、努力すれば免責されるような状態では、障害者を取り囲む社会的障壁はいつになってもなくなり、障害者の人権は善意にすぎるしかない状況が続くであろう。

また、間接差別や関連差別について、これが禁止されないことになれば、条約に言うところのあらゆる形態の差別を禁止したとはいえないことにもなる。

さらに、差別からの救済に関しては、雇用分野を除いて、行政救済の仕組みが用意されておらず、司法救済のみでは、その実効性を担保することは困難であり、絵に描いた餅で終わる危険性が高いのである。

もっとも、これらの法律により差別から法的保護を受ける障害者の範囲は、従前の医学モデルに基づいて定義されていた障害者の範囲よりも広く規定された。従来障害者、特に身体、知的の障害者は手帳所持者に限定されがちであった。しかし、障害者制度改革のなかで障害者基本法が障害の社会モデルを取り入れたことにより、上記2法の差別禁止規定の適用においては、身体、知的、精神などの障害の種別、手帳の有無、障害の軽重に関わりなく、障害を理由とする差別から保護されることになった。

水俣病の被害者も、この観点から検討すると、心身上において何らかの機能障害があることに違いはないのであるから、水俣病であることを理由にした差別も上記2つの法律により差別が禁止されることになる。これは何も、水俣病だけに限らず、ハンセン病被害者についても、同じことがいえる。

そういった意味で、上記2つの法律は、従来の福祉の対象者としての障害者の枠を人権確保の観点から大きく変える可能性を秘めており、差別によって地域社会から排除されてきた彼らの人権を従来の賠償請求や行政認定などの救済ではない別の形で復権させる手段の可能性がうかがえるのである。

そうした意味でも、今後、上記2つの法律の行方を注目する必要があるとともに、部分的には明らかにされているにしても、水俣病の被害者やハンセン病被害者の差別の実態調査を行い、それぞれに対する差別の具体的な形態、特徴などを明らかにして、差別解消法等の実効性や効果的な救済に向けた検証や新たな立法の検討が必要と思われる。

## 《客員研究員紹介》

## 水俣から福島を考える

大阪市立大学大学院経営学研究所 除本 理史  
(水俣学研究センター客員研究員)



筆者の研究テーマは、公害・環境被害の補償・救済における費用負担問題、そして公害被害地域の再生です。前者の費用負担については、水俣病や大気汚染公害を事例として、公害健康被害補償法の財源調達、あるいはチツソ金融支援の研究をしてきました(除本『環境被害の責任と費用負担』有斐閣、2007年)。

また、後者では、神奈川県川崎市、三重県四日市市、大阪市西淀川区などを対象に、「環境再生のまちづくり」に関する研究を継続しています。水俣病でもそうですが、公害問題は、健康被害だけではなく、その前段に、地域の生活環境のレベルでの環境汚染、環境破壊が起きています。また、被害者に対する差別などもあり、地域社会がもう一度絆を取り戻していくということも公害問題の解決には必要です。つまり、地域の再生まで含めてやらないと、公害問題は解決しないのです。こうした考え方を「環境再生のまちづくり」と呼んでいます(永井・寺西・除本編著『環境再生——川崎から公害地域の再生を考える』有斐閣、2002年;遠藤・岡田・除本編著『環境再生のまちづくり——四日市から考える政策提言』ミネルヴァ書房、2008年;除本・林編著『西淀川公害の40年——維持可能な環境都市をめざして』ミネルヴァ書房、2013年、など)。

2011年3月に、東日本大震災と福島原発事故が起きました。それを受けて、公害問題の研究をふまえつつ、事故賠償と福島復興政策の研究もはじめています。

筆者は2011年3月11日には、まだ東京の私立大学に勤めており、現在の勤務先に移る前の最後の教授会に出ていました。そこで非常に大きな揺れを感じました。東京はそれほど地震が少ないわけではありませんから、これぐらいの揺れであれば、まあなんとかなるかなと思っていました。ところが実は、東北が震源の巨大地震であったということがだんだんわかってきて、「これは大変なことになる」と思いました。

筆者はもともと、原発の問題を研究してきたわけではないのですが、大学院ゼミの先輩に、岩波新書から『原発のコスト』を出した立命館大学の島堅一がいます。彼からいわれたのは、これまで幸いにしてこれほどの事故は起こったことがないので、今後賠償の問題が出てくるだろうが先行研究がない、ということです。公害・環境被害の賠償が重要な先行研究になるからとすすめられ、島と一緒に文献の選定からはじめて、原発事故賠償の研究に着手したのです。

福島での現地調査は、2011年5月から継続しています。最初は、福島市の農業被害の調査からでした。2011年8月くらいになりますと、仮設住宅ができはじめました。避難所には、われわれ外部の人間は入れな

かったので、仮設住宅ができてから、仮設住宅の自治会長さんをお願いし、避難者の被害実態調査に入りました。

被害実態調査を踏まえた事故賠償の研究は、大島・除本『原発事故の被害と補償——フクシマと「人間の復興」』(大月書店、2012年)、除本『原発賠償を問う——曖昧な責任、翻弄される避難者』(岩波書店、2013年)などとしてまとめています。

筆者は、日本環境会議(JEC)の事務局次長を務めています。そのもとに「福島原発事故賠償問題研究会」を立ち上げました(代表:吉村良一・立命館大学教授、<http://www.einap.org/jec/committee/genbai/>)。同研究会は2013年12月に開始され、公害・環境問題に取り組んできた研究者を中心に、原発賠償に関心をもつ弁護士やジャーナリストなども参加しています。同研究会の成果出版物として、このたび淡路・吉村・除本編『福島原発事故賠償の研究』(日本評論社、2015年)を刊行したところです(研究会は現在も継続中)。

最近では狭義の賠償問題だけでなく、福島県弁護士会の有志らとともに、原発事故における被害者の生活再建と地域再生に向けた課題にも取り組んでいます。これも上記JECのもとに設置された「ふくしま地域・生活再建研究会」の取り組みとして行われています(<http://www.einap.org/jec/committee/fukushimachiiki/>)。同研究会は、福島復興政策の「前線基地」とされる川内村の調査、中間貯蔵施設地権者からの聞き取り調査、賠償の打ち切りが迫る事業者の実態調査などをテーマにしています。

2014年には、田村市都路、川内村東部、そして2015年には楢葉町と、避難指示の解除が進行しています。2011年9月末に解除された川内村などの緊急時避難準備区域は、政府によって復興政策の「前線基地」とされ、そのケーススタディは、今後の復興の動向をみるうえで重要な意味をもちます。当面の研究成果は、除本・渡辺編著『原発災害はなぜ不均等な復興をもたらすのか——福島事故から「人間の復興」、地域再生へ』(ミネルヴァ書房、2015年)として刊行しましたのでご参照ください。

水俣病は来年、公式発見60年を迎えますが、まだ解決しているわけではありません。放射能汚染の影響の長期性を考えれば、福島原発事故の被害回復と地域再生にも、同じぐらいの時間を要するでしょう。短期的な情勢の変化に対応することも必要ですが、同時に、長期的な視野ももちながら、引き続き研究者として問題の解決にコミットしていければと考えています。

## 《報告》

## 第4回水俣学若手研究セミナーに参加して

新潟県立大学国際地域学部 後藤 岩 奈



よく人に「なぜ水俣病問題に関わろうと思ったのですか」と聞かれる。中国語教育と中国近現代文学が専門の私は、この問いにうまく答えられない。敢えて言うならば、自分が5歳から14歳までを熊本(菊池郡)で過ごし、報道や学校で水俣病問題に触れる機会があったこと、近所にハンセン病療養所「恵楓園」があったこと、小中大学で「同和教育」を受けたこと、さらに大学時代の中国関係の学習や学生自治会活動の影響、1997年に新潟の大学に就職し、新潟水俣病の問題に触れる機会があったことだろうか。ひょっとしたら、水俣病、ハンセン病、部落問題は、自分の「故郷」の問題だという気持ちが少しあるのかもしれない。

水俣は2011年3月に訪れたことがあるが、個人的に資料館などをまわっただけで、水俣病問題についてきちんと学んだ訳ではなかった。そのため今回、熊本学園大学水俣学研究センター主催の第4回若手研究セミナーのお知らせを頂き、参加させて頂くことにした。

セミナーは9月4日～6日に実施された。まず水俣現地見学。百間排水口、坪谷、湯堂、茂道など、これまで文献や映像のみで見ていた場所を実際に廻って説明をして頂き、これまでの2次元的理解から、3次元の、立体的な地理感覚が掴めたように感じられた。

講義では、花田昌宣先生より、公式確認から60年になるのに、なぜ水俣病問題が解決しないのか、その原因、その背景について歴史的にお話があった。宮北隆志先生からは環境破壊を経験した地域の再構築について、中地重晴先生からは国際的な水銀条約批准と、カーバイト残渣埋立て地の水銀による汚染を発見したが、会社はすぐにコンクリートで覆い、指摘した先生に批判の矛先が向けられた、などのお話があった。患者さんへの聞き取りは、熊学大の院生お2人と共に、坂本しのぶさんを訪ねた。ある時、小学生が坂本さんの歩き方を真似して笑った。水俣病のことを知らないからそのようなことをするのだと思い、こちらから学校で水俣病のことを話すようにした、というお話があった。話は反れるが、新潟で長年患者さんを支えている旗野秀人さんは、第二次訴訟が終わって、患者さんに「何をしたい？」と尋ねたら、「カラオケしたい。温泉行きたい」だったという。坂本さんに「テレビは見ますか？誰が好きですか？」と尋ねると、以前は野口五郎、今は「ギターを持った背の高い男の人」、つま

り福山雅治とのこと。「今後どこに行きたいですか」の問いに、かつて訪れたベトナムを再訪したいとのこと。「福山雅治のコンサートは？」と話を振ったが(一応1977年の石川さゆりコンサートのことも念頭にあったのだが)、うまくかわされてしまった。

夜はセミナー参加者で宴会。地元の人と同じものを食べ、同じものを飲む。「裏の自己紹介」も……。

まとめの討論で、最首悟先生の講演とレジュメについて、花田先生の「挑発」(?)に乗って、講演の抽象度の高さ、患者さんの実像が見えにくい内容に対して、「感情抜きに言えば、インテリの傲慢さ」と「暴言」した。この言葉を撤回するつもりはないが、恐らく最首先生は、セミナー参加者には難解であることを承知の上で、敢えて東大闘争、障害を持ったお子さん、そして水俣へとつながるご自分の「思い」と「思索の軌跡」を、参加者にぶつけたかったのだと思う。今後、先生の『水俣の海底から』をゆっくり読んでみたいと思う。

今後、患者さんに対して私は何ができるのか？醒めた言い方をすれば、水俣の患者さんに対しては物理的に何もできない。新潟の旗野さんは、70年代に患者の掘り起しをしていた時、支援していたある女性が自死されたという。「自分のやっていたことは何だったのか？」と無念さで泣いていたら、お母様が「ともかく家族の側(がわ)にいてやれ」と言われたとのこと。「側(がわ)は新潟弁で「傍(そば)」の意味。私の大学時代の「同和教育論」の林力先生は、部落問題を考える時、「“その人と結婚できるか”を考えて欲しい」とのこと。私なりの言葉に置き換えると、「家族だと思って接することができるか？」。今後、患者さんが心身ともに少しでも楽になるために、何ができるか、考えて行動してゆきたい。

セミナーに先立つ8月中旬、中国吉林省延辺で開かれた国際比較文化シンポに参加し、ついでに韓国の仁川、釜山も廻ったが、中国や韓国の歴史や山河に、九州との共通性を感じた。自分がこれまでかかわった土地、すなわち熊本、大分、福岡、新潟、釜山、中国東北部は、みんな繋がっているように感じられた。そういえば院生の王孟涛くんの故郷も吉林だそう。今回のセミナーに参加して、水俣が、今後また訪れるであろう「故郷」のような所に感じられるようになった。

《報告》

## 福祉環境学フィールドワークⅡ(富山)に参加して ～イタイイタイ病に環境の大切さを学ぶ～

熊本学園大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻  
修士課程1年 中路 栄介

7月16日～19日、福祉環境学フィールドワークⅡ・国内公害発生地域臨地研修に参加し、日本四大公害病に数えられる「イタイイタイ病」を学ぶために被災地神通川の流れる富山県富山市及び原因企業・三井金属鉱業神岡鉱業所のある岐阜県飛騨市を訪れた。

「イタイイタイ病」については、一般にカドミウム金属の慢性中毒により、腎臓障害を生じ、次いで骨軟化症を引き起こしたものと知られている。その病名の由来通り骨に近い部分に強い痛みを生じることが特徴である。

私を含む院生6名及びフィールドワーク担当教員3名、計9名での現地研修となった。

まず1日目に富山県立イタイイタイ病資料館を訪れ、イタイイタイ病についての説明映像を見て、公害病の歴史的背景を学んだ。そのあと、語り部の若林カズ子さん(患者家族)から当時の患者さんの生活や地域の状況を聞いた。当時の患者さんたちの生活の苦労を強く訴えられた。続いて、清流会館に移動し、被害対策協議会の高木会長から、イタイイタイ病の背景と裁判、そして昭和47年の名古屋高裁での判決を受けた原因企業との間に結ばれた補償協定、全面解決と言われる協定についてなど、イタイイタイ病事件史に関する説明がなされた。



イタイイタイ病対策協議会の高木会長から話を伺う  
(富山市婦中町の清流会館にて)

続いて2日目は富山県庁を訪問し、厚生部健康課笹島主幹から公害病認定業務の実務と関連する対策事業について説明を受けた。その際、認定基準のハードル

の高さに驚かされた。腎臓慢性障害かつ骨軟化症を持たないと認定されないのである。確かに要観察者という患者の前段階的認定環境はあるが、公害病の認定に経過観察があるとは個人的には疑問が残った。中間的な措置を作り出し、救済範囲を広げていると言われたらそのとおりではあるが……。その後、農林水産部農村整備課の水谷課長補佐より汚染された神通川流域の土壌復元事業について説明を受け、すでに汚染された地域の土壌復元はほぼ完了したとのことであった。しかしながら、その方法はかなりの疑問を残すものであった。まず、土壌復元対象地域が神通川流域でもかなり限定的であったこと、また農業用地を中心とした土壌復元の為、その他の土地はそのままであること、汚染土そのものは地中に埋められ、汚染土そのものの根本的な除去はなされていないといったことが挙げられた。午後からは原因企業である神岡鉱業所の見学に向かった。そこでは工場から排出されたカドミウムを含む排水の堆積場を見学した。広大な貯水池が目の前に広がり、地下水への浸透がないのだろうかといった疑問がふと頭をよぎった。

3日目は長年にわたってイタイイタイ病に向き合ってきた萩野病院の青島医師に話を聞くことができ、イタイイタイ病の症例について、また、地域の住民の健康状態について詳しく説明を受けた。その中で印象的だったのが、認定申請をためらう患者が多いということであった。水俣病の認定申請についても同じような話を耳にしたことがある。病気による差別が恐ろしいのである。私は水俣市に比較的近い地域に住んでいる為、そのような噂を聞く機会がたびたびあった。その他、イタイイタイ病弁護団の水谷弁護士にも裁判のあらましについて聞くことができた。裁判から40年が経ち、裁判に参加した人たちも高齢化し、平成25年の全面解決に至ったが、水谷弁護士としてはこれでよかったのだろうかと思いを繰り返すという。

今回、移動時間も含め、4日間の富山県及び飛騨市滞在で、多くのことを学ぶことができた。

公害病の本当の解決とは、患者の救済もさることながら将来の子供たちに禍根を残さないことであると痛感する。日本には多くの公害病が残されている。それらの早い解決が望まれる。

《追悼》

## 石牟禮弘先生を偲んで

水俣芦北公害研究サークル元会長 広瀬 武

石牟禮弘先生が8月20日に逝去されました。卒寿を前にして享年89歳。

先生は私にとって教組運動の大先輩でした。先生は、熊本県教組水俣支部時代に支部長を3年勤められ、1968(昭和43)年の支部統合により水俣芦北支部となり以来9年間、水俣支部の支部長をされ、私たちは教組運動できたわられたものでした。そのときから私たち後輩者は、「石さん」という呼称で付き合いをさせてもらいました。

1968(昭和43)年といえば『水俣病対策市民会議』結成の年であり、教組運動に水俣病反公害運動を組織されたのは先生でした。

以来、先生は水俣病反公害運動の中心メンバーとして水俣病一次訴訟を支援されました。

先生は、1925(大正14)年生まれで、私の亡兄と同年齢であり、私にとっては兄貴的存在であり、親しみをもって接しました。『水俣公害研究サークル』でも一緒にさせてもらい、水俣病事件に関しては生き字引的存在といっても過言ではないと思っています。

先生は魚釣りを趣味として、焼酎をこよなく愛した人でした。多くを語る人ではなく、微笑しながら焼酎をたしなむ人でした。親友のKさんが亡くなってからは魚釣りにも行けずさびしうでした。

それでもKさんが存命のころからA喫茶店の常連として、ほとんど毎日のようにA喫茶店通いをしておられたようでした。

先生が亡くなられて水俣病の生き証人がまた少なくなりました。さびしい限りです。

教組運動でも水俣病運動でも多くの業績を残してくれた「石さん」、本当にありがとうございました。

衷心より哀悼の意を捧げます。

合掌



石牟禮弘先生(左)と筆者(右)  
(写真提供 広瀬氏)

《報告》

## 第32回天草環境会議

社会福祉学部 藤本 延 啓  
(水俣学研究センター研究員)

「天草環境会議」が今年も苓北で開催された。人びとと語り、苓北火電と天草の環境への思いを新たに、美味しい魚をむさぼり食うと、「ああ、夏が来たな」と実感する。

今回、九州両生爬虫類研究会の坂本真理子さんによる記念講演「サンショウウオをはぐくむ天草の自然」と、それに続く「井戸端会議：天草の自然とともに生きる女性の思い」を、たいへん興味深く拝聴させていただいた。「井戸端会議」は、弁護士の田尻和子さん、果樹農家の松本香代子さん、天草・路木ダムの再検証を求める全国連絡会の笠井洋子さん、苓北町議の石田みどりさん、水俣学研究センターの田? 雅美、そして坂本さんの6人の女性がそれぞれに思いを語る、まさに「井戸端会議」の趣向であったが、その中で「男の人は『こうしたい』という意思を示すのが得意だと思うけど、最終的に強いのは女性。互いの利点を活かさせればいい」「夫婦のせめぎ合い」にどう折り合いをつ

けるか」という言葉は、自分自身の現状に照らし合わせるのと同時に、「環境」をキーワードにした議論や行動を進める上で、「いかに立場や考え方の違いを超えて(受け入れて)いくか」という、やや一般化させた意味でも心に響くものがあつた。天草というフィールドを通して、いかに感じ取り、学び、伝え、行動するか。今回の天草環境会議では、「思い」と「女性」に軸を据えて議論することで(これまで女性が語る場が少なかったという事実も含めて)、新たな視座と方向性を示したように感じた。



「井戸端会議：天草の自然とともに生きる女性の思い」の様子

## 《こぼれ話》

## 赤い靴と水銀

「赤い靴 はいてた 女の子 異人さんにつれられて 行っちゃった」と誰でも知っている童謡は野口雨情の作品。その野口雨情に水銀鉱山を詠った詩があるというはなしです。

北海道の水銀鉱山で、よく知られているのは北見市留辺蘂(るべしべ)町のイトムカ鉱山ですが、それよりも開発が早く、戦前の最大の水銀鉱山だったのが美深町恩根内(おんねない)小車の東洋水銀鉱業天塩鉱業所です。この鉱山会社は1935(昭和10)年創立の日窒コンツェルン傘下企業で、それまで輸入に頼っていた水銀の国内調達をめざしたものとされています。雷管にも用いられていましたので軍事上も重要でした。宗谷本線旭川から3時間の恩根内駅からさらに6キロ山の中に入ったところにあります。明治初年には5戸のアイヌがすんでいたとの記録があります。この地を開発してできた鉱山には住宅から小学校までつくられていました。

さて、野口雨情は昭和にはいつてからは新民謡運動

を起こし、日本各地を旅行して多くの民謡をつくっています。1940(昭和15)年7月には美深町を訪れており、そのときに「恩根内小唄」を作詞しています。

今朝の山なり函岳あたり 雲の行ききが気にかかる  
此所は恩根内東洋一の 見たか聞いたか水銀鉱  
松浦判官かり寝の宿の 昔をしのぶ恩根内  
咲くは睡蓮いとどりに おいで笠原公園に

「鉄は国家なり」との言葉がありますが、水銀もまた国家であったといえるでしょう。その鉱山は敗戦とともに事業が中止され、建物や設備の一切が解体されてしまっています。現在では美深町の文化財に所定されてはいますが、標柱が立っているだけです。(H)



東洋水銀鉱業天塩鉱業所跡 (2015年9月14日 撮影)

## 水俣学現地研究センター便り

水俣学現地研究センター長 宮北隆志

今夏も、国内外の中高生や大学生、研究者を受け入れました!

### 「緑の忠南21」グローバル・エコリーダー研修(8月7日)

2003年に、熊本県の姉妹県である韓国・忠清南道のアジェンダ組織「緑の忠南21」のメンバーが熊本学園大学に故原田正純先生を訪ねてこられて以来、12年間の交流が続いています。今年、高校生を対象とした「グローバル・エコリーダー環境討論会」において優秀な成績を収めた7つの高校から生徒18名と教員・NPO職員11名を水俣で受け入れました。水俣病資料館で語り部の川本愛一郎さんから話を聞いた後、百間排水口、水俣湾埋立地、坪段など訪問しました。

### 台湾国立中正大学 水俣研修(8月11日)

2006年、私が台南の国立成功大学に招かれ水俣病事件の概要、並びに、被害者の救済状況、水俣湾埋立て事業などについて紹介し、台湾各地の各大学から参加した研究者との意見交換を行って以降、交流のあった中正大学・政治学部の李翠萍教授に学生7名と教員3名が同行して2泊3日の日程で水俣を訪問。現地研究センターにて、公害被害における原因企業および地元

自治体、並びに、国の責任、さらには、地元大学の果たすべき役割などについて意見交換を行いました。

### 茗溪学園中学校高等学校 水俣研修(8月26日)

茨城県つくば市において、東京電力福島第一原発事故の後、中学生が「被害の拡大を防ぐ社会システム」を提案する授業に取り組んでおられる前嶋匠先生が、中学生2名と高校生1名を連れて現地研究センターを訪ねてられました。私から、水俣病事件の初期対応における問題点と地域の自立した発展に向けて必要な視点について話をした後、医師や研究者の責任、汚染されたサイトの修復のあり方などについて議論することができました。



現地研究センターにて  
台湾国立中正大学 水俣研修

## 水俣学研究センター日録

## 6月

- 2日 濟々巒校S G H水俣研修：宮北・中地（水俣）  
水俣病事例検討会：花田・井上・田尻・山下・伊東（水俣）
- 9日 紀伊國屋書店D B会議：井上（大学）
- 13日 F W準備講義・「イタイイタイ病」畑育郎（大学）
- 14日 畑育郎氏水俣案内：花田・中地（水俣）
- 23日 水俣病事件資料集編纂委員会議：花田・山本・井上・高峰・東島（大学）
- 24日 水俣学研究センター定例研究会：藤本（報告）・花田・宮北・中地・井上（大学）
- 26日 戦略的研究基盤形成支援事業採択
- 27-28日 福環入門水俣現地研修：花田・宮北・中地・藤本・井上（水俣）
- 29日 水俣・芦北地域戦略プラットフォーム第39回課題検討会「『環境首都水俣』創造事業を考える」：宮北・藤本（水俣）
- 29-30日 紀伊國屋書店D B会議：井上（水俣）
- 30日 ゼロ・ウェイスト円卓会議：宮北・藤本（水俣）

## 7月

- 6日 コミュニケーション型動画学習サービスschool「現代に生きる水俣学—終わりになき水俣病の60年—」：花田（東京）
- 11-12日 第32回水草環境会議：花田・中地・井上・田尻・藤本（荅北）
- 13日 コミュニケーション型動画学習サービスschool「現代に生きる水俣学—失敗から得た教訓—」：宮北（東京）
- 16? 19日 F W II・国内公害被害地域調査：花田・宮北・中地（富山）
- 20日 コミュニケーション型動画学習サービスschool「現代に生きる水俣学—世界に広がる水銀汚染と水銀条約—」：中地（東京）
- 21日 胎児性水俣病世代の被害に関するWG：花田・井上・田尻・谷・伊東・平郡・山下（水俣）
- 23日 水俣病事件資料集編纂委員会議：花田・井上・高峰・山本・東島（大学）
- 27日 みなまた地域研究会：花田・中地・山下・大嶽・永野（水俣）
- 31日 第37回私学教育研修会—斉研修中学部会「『環境』『エコ』をいかに捉え、いかに伝えるか—水俣を事例に—」：藤本（大学）

## 8月

- 4日 戦略的研究基盤形成支援事業・水俣学科研

キックオフ研究会：花田・宮北・中地・守弘・山本・東・萩原・藤本・井上・田尻・飯島・磯谷・尾崎・富安・森下（大学）

- 7-8日 韓国・緑の忠南21研修受入：宮北（水俣・熊本）
- 9日 胎児性水俣病世代の被害に関するWG：花田（大阪）
- 11日 水俣病事例検討会：花田・下地・井上・伊東・谷・山下（水俣）  
台湾国立中正大学研修受入：宮北（水俣）
- 19日 第26回チッソ労働運動史研究会：花田・磯谷・富田・福原・石井・鈴木・井上（大学）
- 26日 茗溪学園中学校高等学校研修受入：宮北（水俣）
- 30日 胎児性水俣病世代の被害に関するWG：花田・井上・田尻・平郡・谷・伊東（水俣）

## 9月

- 4-6日 第4回若手研究セミナー・F W I：花田・宮北・中地・守弘・井上・田尻（水俣）
- 6日 みなまた地域研究会：花田・中地・山下・大嶽・永野（水俣）
- 10-13日 共同連全国大会：花田・田尻（北海道）
- 11-13日 水俣環境アカデミーキックオフ研究会「『熊本学園大学・水俣学研究センターの10年 環境破壊を経験した地域における地域社会の再構築のための新たな統治とその評価』」：宮北・藤本（12日）（水俣）
- 13-14日 東洋水銀鉱業天塩鉱業所跡調査：花田・井上・田尻（北海道）
- 14-15日 公害科研全体研究会「環境省主導の『みなまた環境まちづくり研究会』から『環境首都水俣』創造事業へ—この間の経緯と課題—」：宮北（東京）
- 16日 認定看護管理者教育課程サードレベル 講演「保健医療福祉政策論—諸外国の保健医療福祉—タイでの調査・研究活動を踏まえて—」：宮北（熊本）
- 24日 第14期水俣学講義1回目：花田（大学）  
水俣病事件資料集編纂委員会議：花田・井上・山本・高峰・東島（大学）
- 25-30日 第4回国際化学物質管理会議：中地（ジュネーブ）

## 編集後記

暑い夏だった。台風火山の爆発と自然の驚異を実感することが多かった。自然とともに生きている、生かされていることを忘れてはならない。

(M・T)

## 水俣学通信

第42号 2015.11.1

編集／熊本学園大学水俣学研究センター 発行人／花田 昌宣  
連絡先／〒862-8680 熊本市中央区大江2-5-1 熊本学園大学水俣学研究センター  
Tel：096-364-8913(ダイヤルイン) Fax：096-364-5320  
http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/ E-mail:minamata@kumagaku.ac.jp  
印刷／ホープ印刷株式会社